**別表第三**　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）<br>**第一条の三**　法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。<br>［一～五　略］<br>2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。<br>［一～十一　略］<br>十二　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書<br>3　［略］<br>4　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。<br>（法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者）<br>**第一条の四**　法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。<br>（変更の許可の申請）<br>**第二条**　令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。<br>一　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。<br>二　［略］<br>［2・3　略］ | ［同上］<br>［一～五　同上］<br>［同上］<br>［一～十一　同上］<br>［号を加える。］<br>3　［同上］<br>［項を加える。］<br>［条を加える。］<br>（変更の許可の申請）<br>**第二条**　［同上］<br>一　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。<br>二　［同上］<br>［2・3　同上］ |

**別表第四**　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）<br>**第三条**　法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。<br>［一～五　略］ | ［同上］<br>［一～五　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。